

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年12月14日
【四半期会計期間】	第40期第3四半期（自平成24年8月1日至平成24年10月31日）
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石井 峯夫
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【電話番号】	084(960)1247（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 松井 忠則
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【電話番号】	084(960)1247（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 松井 忠則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第3四半期連結 累計期間	第40期 第3四半期連結 累計期間	第39期
会計期間	自平成23年2月1日 至平成23年10月31日	自平成24年2月1日 至平成24年10月31日	自平成23年2月1日 至平成24年1月31日
売上高(千円)	10,188,559	6,110,306	12,565,760
経常損失()(千円)	2,875,358	105,973	2,914,376
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(千円)	9,204,960	768,769	9,856,750
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	9,274,866	777,106	9,918,897
純資産額(千円)	1,495,663	296,631	2,139,695
総資産額(千円)	13,156,363	11,039,953	11,532,173
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	1,173.27	97.47	1,256.35
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	77.35	-
自己資本比率(%)	12.1	1.7	19.4

回次	第39期 第3四半期連結 会計期間	第40期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年8月1日 至平成23年10月31日	自平成24年8月1日 至平成24年10月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ()(円)	56.71	58.06

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第39期第3四半期連結累計期間及び第39期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第39期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。当第3四半期連結累計期間においては、損益面では31,897千円の営業利益および768,769千円の四半期純利益を計上しました。また、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資1,659,220千円の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、四半期純利益の計上は、債務免除益等の特別利益によるところが大きく、経常損益段階では105,973千円の損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことを鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載の対応策を進め、当該状況を解消すべく、収益力の向上および財務体質の強化を図ってまいります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、引き続き底堅さも見られるものの、世界景気の減速等を背景として、弱めの動きとなっております。

先行きにつきましては、復興事業の継続的な発現や海外経済の状況改善に伴い緩やかな回復経路に向かっていくと見られるものの、ギリシャの財政問題に端を発する欧州政府債務危機の今後の展開や、中国景気の減速等、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等による景気の下振れリスクが潜在し、収益や所得の動向、デフレの影響等にも留意する必要があります。

当社グループの属する電子機器業界のIT、デジタル分野におきましては、大型パネルの最大のアプリケーションであるテレビ市場の成長が成熟期に突入しており、価格の著しい低下により大型パネル市場はマイナス成長となっている一方で、スマートフォンやタブレット端末の躍進で高精度・中小型パネルは高い成長率が続くものと期待されています。

このような環境下において、当社グループは、平成24年1月期連結会計年度において連結子会社である石井表記ソーラー株式会社の解散および清算を決定し、太陽電池ウェーハ事業の大幅縮小に伴う多額の損失を計上するとともに、債務超過となりました。当社は、当該状況を解消すべく、収益性の改善と財務体質の強化とを図るため、経営改善計画を策定し、これを取引金融機関に提示することにより金融支援要請を行い、協議を重ねてまいりました。

この結果、平成24年6月30日までに取引14金融機関との間で、返済条件の緩和（返済方法の変更および返済期日のリスケジュールング）について同意を得ました。

また、平成24年7月12日付で特定の取引金融機関との間で優先株式による第三者割当増資の引受契約を締結し、平成24年8月31日付で、払込手続が完了するとともに、その他資本剰余金へ振替のため、資本金の額および資本準備金の額を減少いたしました。

経営改善計画は当社の事業再生を果たすべく、組織の再編、人件費および経費の削減を行い収益性の改善を行う一方で、当社が所有する有価証券および遊休の土地、建物、設備の売却による現金化を進め、財務体質の強化を図ることに重点をおいております。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は61億10百万円（前年同期比40.0%減）となり、営業利益は31百万円（前年同期は28億39百万円の営業損失）、経常損失は1億5百万円（前年同期は28億75百万円の経常損失）となり、外注先より保証債務の一部弁済を受け債務保証損失引当金を取崩したこと、債務（未払金）の一部について債権者と交渉の結果、平成24年7月12日付で「債務償還に関する覚書」を締結し、当社が債務の一部弁済を行ったことにより314,594千円の債務免除を受けたことなどから、四半期純利益は7億68百万円（前年同期は92億4百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(電子機器部品製造装置)

プリント基板分野では、スマートフォンの急速な拡大が見られるものの、低価格な中国製装置の普及等が影響し、プリント基板製造装置の販売は減少いたしました。今後は、低価格装置に対抗できるようコストの削減に取り組むとともに、顧客獲得のための販路について開拓および見直しを進めております。

太陽光発電分野では、世界的な供給過剰や価格下落により設備投資が減少しております。今後は、日本での再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）などにより需要が増加する見込があるものの、現状においては在庫過剰の影響により設備投資は止まっており、当第3四半期連結累計期間における当社の太陽電池ウェーハ製造装置の販売はありませんでした。

液晶関連分野では、テレビ市場は既に成熟しており、今後、FPD市場の牽引役が大型パネルから中小型パネルへと移り変わりつつあることから、大型パネルにおける需要は弱含みとなっており、当社のインクジェットコーターの販売は減少いたしました。今後の状況といたしましては、インクジェットコーターの技術を他の業界に展開するべく、引き続き研究開発ならびに販売活動に取り組んでまいります。

その結果、売上高は23億52百万円（前年同期比48.9%減）、営業損失は4億88百万円（前年同期は9億3百万円の営業損失）となりました。

(ディスプレイおよび電子部品)

平成20年に遊技機の規制が実施され、パチスロ市場は大幅に縮小いたしました。パチスロ機の人気は徐々に回復し、当社の売上高も増加いたしました。今後も好調に推移していくことが期待されます。工作機械、産業用機械については、国内需要の不振や中国市場の低迷、円高による価格競争力の低下により、当社スイッチパネルの販売は減少いたしました。

その結果、売上高は36億57百万円（前年同期比41.7%増）、営業利益は4億7百万円（前年同期比3,183.4%増）となりました。

(太陽電池ウェーハ)

当社グループは、平成24年1月期連結会計年度において連結子会社の解散および清算を決定し、太陽電池ウェーハ事業を大幅縮小いたしました。当事業において在庫となっております材料等の売却等を進めております。

その結果、売上高は1億円（前年同期比96.7%減）、営業利益は1億12百万円（前年同期は19億48百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産は、52億52百万円となり前連結会計年度末と比べ1億56百万円減少いたしました。これはたな卸資産が2億51百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、57億87百万円となり前連結会計年度末と比べ3億35百万円減少いたしました。これは有形固定資産が1億63百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は110億39百万円となり前連結会計年度末と比べ4億92百万円減少いたしました。

流動負債は、54億83百万円となり前連結会計年度末と比べ18億43百万円減少いたしました。これは流動負債その他に含まれる未払金が11億17百万円、支払手形及び買掛金が5億52百万円減少したことなどによるものであります。

固定負債は、52億60百万円となり前連結会計年度末と比べ10億85百万円減少いたしました。これは債務保証損失引当金が12億89百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は107億43百万円となり前連結会計年度末と比べ29億28百万円減少いたしました。

純資産合計は、前連結会計年度末と比べ24億36百万円増加いたしました。これは総額16億59百万円の優先株式を発行したこと、および四半期純利益を7億68百万円計上し、利益剰余金が前連結会計年度末と比べ7億68百万円増加したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において当社グループの従業員は93人減少し、487人となりました。その主な理由は当社の太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小による組織再編に伴う希望退職者の募集の結果、71名が退職したことによるものであります。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3億36百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。当第3四半期連結累計期間においては、損益面では31,897千円の営業利益および768,769千円の四半期純利益を計上しました。また、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資1,659,220千円の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、四半期純利益の計上は、債務免除益等の特別利益によるところが大きく、経常損益段階では105,973千円の損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことを鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、収益性の改善と財務体質の強化とを図るため、経営改善計画を策定し、これを取引金融機関に提示することにより金融支援要請を行い、協議を重ねてまいりました。その結果、取引先金融機関との間で返済条件の緩和（借入金等7,657,869千円についての支払余力に応じたプロラタ返済）について基本的な同意を得ております。

今後も当該経営改善計画に従い、当社グループの事業再生を果たすべく、組織の再編、人件費および経費の削減を行い収益性の改善を進めてまいります。また、「重要な後発事象」に記載のとおり、平成24年11月30日付けで連結子会社ISHII HYOKI (THAILAND) CO., LTD. の売却合意に至っており、引き続き当社が所有する有価証券および遊休の土地、建物、設備の売却による現金化を進め、財務体質の強化を図る所存です。

上記の金融機関との返済条件緩和の基本同意により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。しかし、経営改善計画の達成状況によっては取引金融機関との同意内容が見直され今後の資金繰りに影響する可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,644,909
A種優先株式	75,922
B種優先株式	90,000
計	31,810,831

(注) 当社の発行可能種類株式総数はそれぞれ普通株式31,644,909株、A種優先株式75,922株、B種優先株式90,000株であり、発行可能株式総数は31,810,831株とする旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年12月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,176,452	8,176,452	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
A種優先株式 (注)1.	75,922	75,922	-	単元株式数 なし (注)2.~4.
B種優先株式 (注)1.	90,000	90,000	-	単元株式数 なし (注)2.~4.
計	8,342,374	8,342,374	-	-

(注)1. 本優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) A種優先株式には平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、B種優先株式には平成32年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。各優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合があります。

(2) 各優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式に係る払込金額の総額を、以下(3)及び(4)に定める交付価額で除して算出される数とします。なお、当該優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付します。

(3) 当初の交付価額は、179.3円となります。計算の詳細は、後記(注)4.(1)または(2)の(イ)イをご参照ください。

(4) 交付価額は、毎年6月30日に修正され、同日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正されます。この結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%(以下「下限交付価額」といいます。)を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%(以下「上限交付価額」といいます。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とします。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権の詳細は、後記(注)4.(1)または(2)の(イ)イをご参照ください。

(6) A種優先株主は平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、B種優先株主は平成35年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社に対して現金を対価として当該優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」といいます。)することができます。この場合、当社は当該優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に以下(7)に定める金額の金銭を交付します。

(7) 各優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式) 1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払配当金額 + 当期経過未払優先配当金額

上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、後記（注）4.(1)または(2)の（イ）に従い計算される優先配当金額相当額とします。

(8) 償還請求の詳細は、後記（注）4.(1)または(2)の をご参照下さい。

(9) 当社は、平成40年6月30日以降いつでも当社の取締役会の決議をもって、各優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該優先株主又は登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができます。なお、一部取得を行う場合において取得する当該優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定されるものとします。当該優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の数は当該優先株式に係る払込金額の総額を上記(3)および(4)に定義する交付価額で除して算出される数とします。

(10) 上記の普通株式を対価とする取得条項の詳細は、後記（注）4.(1)または(2)の をご参照下さい。

(11) 当社は、平成27年6月30日以降いつでも当社の取締役会の決議をもって、各優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、当該優先株主又は登録株式質権者に対して金銭を交付することができます（以下「金銭対価強制取得」といいます。）。なお、一部取得を行う場合において取得する当該優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定されるものとします。

(12) 金銭対価強制取得が行われる場合における当該優先株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額とします。

(13) 上記の金銭を対価とする取得条項の詳細は、後記（注）4.(1)または(2)の をご参照下さい。

(14) 各優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

各優先株式のいずれも該当事項はありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

各優先株式のいずれも該当事項はありません。なお、各優先株式の株主は、本優先株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡する優先株式の数及び譲受人の氏名または名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものと定めております。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

各優先株式のいずれも該当事項はありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

単元株式数

各優先株式のいずれも単元株式数の定めはありません。

種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、各種類株主総会の決議は要しません。

議決権の有無及びその内容

各優先株主は、株主総会において議決権を有しません。

4. 優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) A種優先株式の内容

A種優先株式の内容は以下のとおりです。なお、本項における用語の定義は本項内に限り有効とします。

剰余金の配当

(ア) A種優先配当金

当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記(イ)に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(イ) A種優先配当金の額

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額（10,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるA種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年1月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出される金額とする。

A種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（6か月物） + 1.0%

A種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円6か月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円6か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。

(ウ) 累積条項

ある事業年度においてA種株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

(エ) 非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(オ) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(カ) 優先中間配当金

当社は、A種優先株式について中間配当は行わない。

残余財産の分配

(ア)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき10,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。ただし、残余財産がA種株主及びB種株主（以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という。）並びにA種登録株式質権者及びB種登録株式質権者（以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

(イ)非参加条項

A種株主又はA種登録株式質権者に対しては、上記(ア)のほか残余財産の分配は行わない。

(ウ)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

議決権

(ア)A種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(イ)当社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

(ア)当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

(イ)当社は、A種優先株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

普通株式を対価とする取得請求権

(ア)取得請求権の内容

A種株主は、平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(イ)に定める条件で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(イ)株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年6月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

- (a) A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

（算式）

調整後交付価額等 = $A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$

A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

- () 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記()記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- () 普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本()において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- () 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は新株予約権（当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本()において同じ。）の交付を受けることができる証券（権利）を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日（本()において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、(1)当社の普通株式又は(2)当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして（当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本()において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本()において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (b)上記(a)()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、上記(a)()については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (c)上記(a)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。
- (1)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。
 - (2)その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。
 - (3)交付価額等の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (d)交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e)交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合は、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(ア)償還請求権の内容

A種株主は、平成29年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種株主又はA種登録株式質権者に対して、下記(イ)に定める金額の金銭を交付する。

なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(イ)償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払配当金額 + 当期経過未払優先配当金額
上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日(以下「償還請求日」という。)の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記(1)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。

(ウ)償還請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘5番地
株式会社石井表記

(エ)償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

普通株式を対価とする取得条項

(ア)普通株式を対価とする取得条項の内容

当社は、平成40年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得すると引き換えに、A種株主又はA種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる(以下「株式対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ)株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を上記（イ）に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記（イ）に定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

金銭を対価とする取得条項

(ア)金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、A種株主又はA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ)取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、A種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

A種優先株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもA種優先株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

(2) B種優先株式の内容

B種優先株式の内容は以下のとおりです。なお、本項における用語の定義は本項内に限り有効とします。

剰余金の配当

(ア)B種優先配当金

当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、下記(イ)に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(イ)B種優先配当金の額

B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、B種優先株式1株当たりの払込金額（10,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるB種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年1月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出される金額とする。

B種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。

$$B種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6か月物) + 1.0\%$$

(ただし、平成29年7月1日以降は、日本円TIBOR(6か月物) + 3.5%)

B種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円6か月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円6か月物TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。

(ウ)累積条項

ある事業年度においてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

(エ)非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(オ)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(カ)優先中間配当金

当社は、B種優先株式について中間配当は行わない。

剰余財産の分配

(ア)剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき10,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。ただし、剰余財産がA種株主及びB種株主(以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という。)並びにA種登録株式質権者及びB種登録株式質権者(以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて剰余財産を按分して分配するものとする。

(イ)非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記(ア)のほか剰余財産の分配は行わない。

(ウ)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

議決権

(ア)B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(イ)当社が、会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

(ア)当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

(イ)当社は、B種優先株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

普通株式を対価とする取得請求権

(ア)取得請求権の内容

B種株主は、平成32年6月30日から平成40年6月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(イ)に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(イ)株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年6月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

(a) B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

（算式）

調整後交付価額等 = $A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$

A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

- () 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記()記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本()において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- () 普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本()において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数-自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- () 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は新株予約権（当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本()において同じ。）の交付を受けることができる証券（権利）を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日（本()において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、(1)当社の普通株式又は(2)当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして（当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本（ ）において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（ ）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

()株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本（ ）において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものと、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(b)上記(a)()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、上記(a)()については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(c)上記(a)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。

(1)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。

(2)その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。

(3)交付価額等の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

(d)交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(e)交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合は、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(ア)償還請求権の内容

B種株主は、平成35年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてB種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、B種優先株式を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種株主又はB種登録株式質権者に対して、下記(イ)に定める金額の金銭を交付する。

なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(イ)償還価額

B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式) 1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払配当金額 + 当期経過未払優先配当金額

上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日(以下「償還請求日」という。)の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記(2)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。

(ウ)償還請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘5番地
株式会社石井表記

(エ)償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

普通株式を対価とする取得条項

(ア)普通株式を対価とする取得条項の内容

当社は、平成40年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、B種優先株式の全部又は一部を取得すると引き換えに、B種株主又はB種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる(以下「株式対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ)株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を上記(イ)に定める交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記(イ)に定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

金銭を対価とする取得条項

(ア)金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、B種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、法令上可能な範囲で、B種株主又はB種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ)取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額(ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。

B種優先株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもB種優先株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年8月31日 (注)1.	165,922	8,342,374	829,610	3,924,133	829,610	4,158,925
平成24年8月31日 (注)2.	-	8,342,374	3,624,133	300,000	4,158,925	-

(注)1. 平成24年8月31日を払込期日とする第三者割当の方法により、A種優先株式およびB種優先株式を発行しております。

A種優先株式

発行新株式数 75,922株 発行価額 1株につき金10,000円
増加する資本金の額 379,610,000円 増加する資本準備金の額 379,610,000円

B種優先株式

発行新株式数 90,000株 発行価額 1株につき金10,000円
増加する資本金の額 450,000,000円 増加する資本準備金の額 450,000,000円

2. 平成24年8月31日(効力発生)をもって、資本金の額および資本準備金の額を減少させ、減少額全額をその他資本剰余金へ振替えております。

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年7月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 330,900	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,834,600	78,346	同上
単元未満株式	普通株式 10,952	-	-
発行済株式総数	8,176,452	-	-
総株主の議決権	-	78,346	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の普通株式400株を含み、その議決権の数4個も含んでおります。

2. 平成24年8月31日付でA種優先株式75,922株、B種優先株式90,000株を発行しております。なお、議決権は有していません。

【自己株式等】

平成24年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)石井表記	広島県福山市神辺町旭丘5番地	330,900	-	330,900	4.05
計	-	330,900	-	330,900	4.05

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

退任取締役

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	管理本部長	坂本 裕二	平成24年9月20日

(注) 退任理由は、本人の一身上の都合によるものであります。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年8月1日から平成24年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,761,984	1,923,136
受取手形及び売掛金	2,185,246	2,243,958
商品及び製品	68,308	71,432
仕掛品	714,787	564,784
原材料及び貯蔵品	387,761	283,501
その他	303,907	180,648
貸倒引当金	12,877	15,084
流動資産合計	5,409,119	5,252,376
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,413,752	2,299,147
土地	2,318,734	2,318,911
その他(純額)	592,693	543,904
有形固定資産合計	5,325,180	5,161,963
無形固定資産		
その他	143,941	82,114
無形固定資産合計	143,941	82,114
投資その他の資産		
長期未収入金	1,402,629	1,364,804
その他	2,086,792	879,588
貸倒引当金	2,835,488	1,700,893
投資その他の資産合計	653,933	543,499
固定資産合計	6,123,054	5,787,577
資産合計	11,532,173	11,039,953
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,807,446	1,255,011
短期借入金	2,540,333	2,890,128
未払法人税等	10,427	25,591
その他	2,968,287	1,312,586
流動負債合計	7,326,494	5,483,317
固定負債		
長期借入金	3,310,180	3,249,202
退職給付引当金	455,610	505,361
債務保証損失引当金	1,289,225	-
その他	1,290,357	1,505,440
固定負債合計	6,345,374	5,260,004
負債合計	13,671,868	10,743,322

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,094,523	300,000
資本剰余金	3,329,315	7,783,058
利益剰余金	7,962,295	7,193,525
自己株式	283,948	283,948
株主資本合計	1,822,404	605,585
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,754	4,168
為替換算調整勘定	420,008	418,942
その他の包括利益累計額合計	417,253	414,774
少数株主持分	99,962	105,820
純資産合計	2,139,695	296,631
負債純資産合計	11,532,173	11,039,953

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
売上高	10,188,559	6,110,306
売上原価	9,759,996	4,456,577
売上総利益	428,562	1,653,728
販売費及び一般管理費	3,268,556	1,621,830
営業利益又は営業損失()	2,839,993	31,897
営業外収益		
受取利息	16,652	14,713
受取配当金	13,670	3,584
為替差益	-	25,597
その他	86,883	31,953
営業外収益合計	117,206	75,849
営業外費用		
支払利息	69,205	84,001
為替差損	67,892	-
遅延損害金	-	58,342
その他	15,474	71,376
営業外費用合計	152,572	213,720
経常損失()	2,875,358	105,973
特別利益		
固定資産売却益	415	1,119
債務免除益	-	1 443,595
債務保証損失引当金戻入額	-	2 530,000
貸倒引当金戻入額	10,129	-
補助金収入	16,348	4,587
投資有価証券売却益	-	4,182
保険差益	21,883	-
役員退職慰労引当金戻入額	3 569,624	-
特別利益合計	618,400	983,484
特別損失		
固定資産売却損	434	-
固定資産除却損	12,694	1,527
投資有価証券売却損	-	5,043
投資有価証券評価損	94,491	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,240	-
事業整理損	4 6,217,262	-
リース解約損	155	76,934
特別損失合計	6,328,278	83,505
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	8,585,236	794,006
法人税等	624,805	20,042
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	9,210,041	773,963
少数株主利益又は少数株主損失()	5,081	5,193
四半期純利益又は四半期純損失()	9,204,960	768,769

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	9,210,041	773,963
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	23,543	1,413
為替換算調整勘定	41,281	1,729
その他の包括利益合計	64,824	3,143
四半期包括利益	9,274,866	777,106
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,258,735	771,249
少数株主に係る四半期包括利益	16,130	5,857

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間
(自平成24年8月1日
至平成24年10月31日)

当社グループは、前連結会計年度におきまして、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となりました。当第3四半期連結累計期間においては、損益面では31,897千円の営業利益および768,769千円の四半期純利益を計上しました。また、取引金融機関による優先株式の第三者割当増資1,659,220千円の実施および債務免除等により債務超過は解消されました。しかしながら、四半期純利益の計上は、債務免除益等の特別利益によるところが大きく、経常損益段階では105,973千円の損失を計上しており、本格的な業績の回復を確認できるまでに至っていないことを鑑み、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、収益性の改善と財務体質の強化とを図るため、経営改善計画を策定し、これを取引金融機関に提示することにより金融支援要請を行い、協議を重ねてまいりました。その結果、取引先金融機関との間で返済条件の緩和（借入金等7,657,869千円についての支払余力に応じたプロラタ返済）について基本的な同意を得ております。

今後も当該経営改善計画に従い、当社グループの事業再生を果たすべく、組織の再編、人件費および経費の削減を行い収益性の改善を進めてまいります。また、「重要な後発事象」に記載のとおり、平成24年11月30日付けで連結子会社ISHII HYOKI (THAILAND) CO., LTD. の売却合意に至っており、引き続き当社が所有する有価証券および遊休の土地、建物、設備の売却による現金化を進め、財務体質の強化を図る所存です。

上記の金融機関との返済条件緩和の基本同意により、資金繰りの安定化についての不確実性の程度は低減しております。しかし、経営改善計画の達成状況によっては取引金融機関との同意内容が見直され今後の資金繰りに影響する可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(表示方法の変更)	<p>1. 四半期連結貸借対照表</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「破産更生債権等」は、重要性に乏しいため、当第3四半期連結累計期間より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「破産更生債権等」に表示していた1,111,045千円を「その他」へ組替えております。</p> <p>2. 四半期連結損益計算書</p> <p>前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」、「助成金収入」は、重要性に乏しいため、当第3四半期連結累計期間より「営業外収益」の「その他」に含めて表示することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取賃貸料」に表示していた6,866千円、「助成金収入」に表示していた46,382千円を「その他」へ組替えております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
<p>3 役員退職慰労引当金戻入額</p> <p>経営改善計画の一環として、平成23年8月31日開催の当社臨時取締役会および監査役会において取締役および監査役全員より、就任から第2四半期連結会計期間末までの在任期間に係る退職慰労金の受取辞退の申し入れがあり、その旨を決議し、また、同時に平成23年8月以降の在任期間に係る退職慰労金の支給についても当面凍結する旨を決議したことによる戻入額であります。</p>	<p>1 債務免除益</p> <p>当第3四半期連結累計期間において平成24年7月9日付けで株式会社オガワと締結した保証債務履行に関する「合意書」の内容が履行され、平成24年8月13日付けで当社の買掛金129,000千円が免除されたこと、および債務(未払金)の一部について債権者と交渉の結果、当社が平成24年8月31日に債務の一部弁済486,907千円を行ったことにより、同日付けで残債務314,594千円の全ての免除を受けたことにより、債務免除益を計上しております。</p> <p>2 債務保証損失引当金戻入額</p> <p>債務保証履行に伴う外注先への求償債権の内、回収額を計上しております。</p>

前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
--	--

4 事業整理損

たな卸資産評価損	387,823千円
退職金特別加算額	27,077
太陽電池ウェーハ事業外注先 に対する貸倒引当金	1,682,577
太陽電池ウェーハ事業外注先 に対する債務保証損失引当金	1,289,225
減損損失	2,801,699
厚生年金基金脱退損失	28,859
合計	6,217,262

(減損損失)

当第3四半期連結累計期間において、減損損失を計上した資産グループは以下のとおりであります。

用途	場所	種類	減損損失額
太陽電池ウェーハ	広島県福山市	建物及び構築物	147,275千円
太陽電池ウェーハ	広島県福山市	機械装置及び運搬具	1,339,636千円
太陽電池ウェーハ	広島県福山市	工具、器具及び備品	27,997千円
太陽電池ウェーハ	広島県福山市	土地	127,180千円
太陽電池ウェーハ	広島県福山市	有形固定資産その他	375,468千円
太陽電池ウェーハ	広島県福山市	無形固定資産	9,563千円
太陽電池ウェーハ	広島県福山市	リース資産減損勘定	774,577千円

当社グループは、原則として、事業用資産については事業の種類を考慮してグルーピングを行い、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

太陽電池ウェーハ事業用資産については、当社が石井表記ソーラー株式会社を解散および清算する意思決定を行ったことに伴い同事業が大幅に縮小されることから当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物、土地については、不動産鑑定評価額等により評価し、その他の資産は売却見込が無いため、正味売却価額はゼロとしております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
減価償却費	692,668千円	349,110千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年10月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当第3四半期連結累計期間において9,204,960千円の四半期純損失を計上しました。この結果、当第3四半期連結会計期間末において1,495,663千円の債務超過となっております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年2月1日至平成24年10月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当社は、当第3四半期連結会計期間において第三者割当による優先株式の発行および減資を実施いたしました。

当第3四半期連結累計期間における株主資本の変動状況は以下のとおりです。

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年1月31日残高 (千円)	3,094,523	3,329,315	7,962,295	283,948	1,822,404
四半期連結累計期間中の 変動額					
新株の発行(第三者割 当増資)(千円)	829,610	829,610	-	-	1,659,220
減資(千円)	3,624,133	3,624,133	-	-	-
四半期純利益(千円)	-	-	768,769	-	768,769
四半期連結累計期間中の 変動額合計(千円)	2,794,523	4,453,743	768,769	-	2,427,989
平成24年10月31日残高 (千円)	300,000	7,783,058	7,193,525	283,948	605,585

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (千円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (千円)
	電子機器部 品製造装置 (千円)	ディスプレ イおよび電 子部品 (千円)	太陽電池 ウエーハ (千円)	計 (千円)		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	4,598,784	2,581,611	3,008,163	10,188,559	-	10,188,559
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	4,598,784	2,581,611	3,008,163	10,188,559	-	10,188,559
セグメント利益又は損失()	903,623	12,399	1,948,769	2,839,993	-	2,839,993

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「太陽電池ウエーハ」セグメントにおきまして、当社が石井表記ソーラー株式会社を解散および清算する意思決定を行ったことに伴い同事業が大幅に縮小されることから当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として事業整理損に含めて特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては2,801,699千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成24年2月1日至平成24年10月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (千円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (千円)
	電子機器部 品製造装置 (千円)	ディスプレ イおよび電 子部品 (千円)	太陽電池 ウェーハ (千円)	計 (千円)		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	2,352,019	3,657,589	100,697	6,110,306	-	6,110,306
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,352,019	3,657,589	100,697	6,110,306	-	6,110,306
セグメント利益又は損失()	488,059	407,103	112,853	31,897	-	31,897

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年2月1日 至平成24年10月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	1,173円27銭	97円47銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	9,204,960	768,769
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	4,030
(うち優先配当額(千円))	-	(4,030)
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	9,204,960	764,739
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,845	7,845
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	77円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	4,030
(うち優先配当額(千円))	-	(4,030)
普通株式増加数(千株)	-	2,093

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

子会社株式の譲渡

当社は、平成24年11月30日付で子会社株式の譲渡に関する契約を締結いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 子会社及び分離先企業の名称

子会社：ISHII HYOKI (THAILAND) CO., LTD. (以下、IHT社)

分離先企業：有限会社柿原銘板製作所

(2) 分離した事業の内容

タイ王国におけるラベル、シルク印刷製品の製造販売

(3) 事業分離を行った主な理由

「継続企業の前提に関する注記」の記載のとおり、現在当社は経営改善計画に基づき、事業再生を果たすべく、収益性の改善、財務体質の強化に努めており、その一環として、IHT社株式を譲渡いたします。

(4) 事業分離日

平成24年12月19日または当事者により別途合意されるその他の日。

(5) 法的形式を含む取引の概要

法的形式：株式譲渡

なお、併せて分離先企業に対する債権の譲渡、及びIHT社に対する債権放棄を行います。

譲渡株式数：120,000株

譲渡金額：310,000千円(株式および債権合計)

譲渡後の持分比率：- %

なお、当該取引に係る損益の金額、ならびに移転する事業に係る資産及び負債の金額は、現時点では未確定であります。

2. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

ディスプレイおよび電子部品事業

2【その他】

訴訟等について

平成24年3月29日付で日本G E株式会社より以下のとおり訴訟を提起されておりましたが、平成24年8月31日付で訴訟が取り下げられております。

(1) 訴訟を提起した者

名称 日本G E株式会社
所在地 東京都港区赤坂五丁目2番20号
代表者の氏名 安淵 聖司

(2) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容

当社は、太陽電池ウェーハ事業において、連結子会社石井表記ソーラー株式会社を外注先の一つとして生産活動を行っておりました。同社は当該事業用設備を、一部は同社が直接リース契約を締結し当社が買取保証を行い、一部は当社がリース契約を締結し同社へ転貸リースを行うことで調達しておりましたが、同社の解散決議が、買取保証契約の買取事由及びリース契約の解約事由に該当したとして、当社に対しリース資産の買取請求、規定損害金請求及び支払遅延損害金請求を提起されたものであります。

損害賠償請求金額 610,857,857円

(3) 取り下げによる訴訟の終結に至った経緯

日本G E株式会社の当社に対する損害賠償債権は、第三者へ譲渡され、当該債権譲渡代金が回収されております。これにより、平成24年8月31日付で日本G E株式会社により訴訟が取り下げられております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月12日

株式会社石井表記
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏博 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本 芳樹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松嶋 敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社石井表記の平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年8月1日から平成24年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年2月1日から平成24年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社石井表記及び連結子会社の平成24年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において債務超過は解消したものの、経常損失105,973千円を計上し、本格的な業績の回復に至っていないことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。